## ビル管理法により、地下水を利用の場合は3年に1回は検査を行う必要があります。

四塩化炭素	0.002mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	- 0.04mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下